

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

提出先、申告年分などを書いてください。
0□には「2」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告をする場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「令和 年」の空白に「3」と書き、令和3年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(42ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書B第一表（上部）

令和 3 年 2 月 16 日 令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA2200

住所 T市〇〇町8-5 氏名 東京 太郎 生年月日 3 38.05.01

マイナンバー 1234567890123 申告書Bの種類 給与所得者等

収入金額等 所得金額等

収入金額等	所得金額等
給与	6,700,000
公的年金	4,930,000
雑所得	4,930,000

申告の種類を表示します。土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表⑫欄へ(10ページ)

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 東京 太郎 受取人 東京 太郎

項目	金額
給与・賞与	6,700,000
社会保険料等の金額	380,000
住民税	580,000
所得金額	4,930,000

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額等」⑫「合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA2300

住所 T市〇〇町8-5 氏名 東京 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
給与	6,700,000	255,700

所得の合計 255,700

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡（短期）			
譲渡（長期）			
一時			

特別適用条文等

配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
東京 花子	1234567890123	配偶者	39.12.15			○	

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除額）

住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少額配当等を含む所得金額	非居住者	配当割戻控除額	株式等譲渡所得割控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法（特別徴収対象）	源泉徴収、目録納付	共同基金、日本への寄附（特別徴収対象）	都道府県、市町村への寄附（特別徴収対象）	市町村、区町村への寄附（特別徴収対象）

非課税所得等

非課税所得等	金額
不動産所得から差し引かれた除税所得	
事業用資産の譲渡損失など	

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所

氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした氏名	氏名	住所

申告年分や住所、氏名などを書いてください。

○ 保険料控除等に関する事項など
第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。
この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。
なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付する必要があります。詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の41ページを参照してください。）。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

この事例では、土地を売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため、「配偶者（特別）控除」（8ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が、同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入して下さい。詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の○に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の○に○を記入してください。

4 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉑欄の記載を省略し、㉒欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

申告書B第一表（左下部）

社会保険料控除	⑬		580000
小規模企業共済等掛金控除	⑭		
生命保険料控除	⑮		50000
地震保険料控除	⑯		50000
障害、ひとり親控除	⑰		0000
勤労学生、障害者控除	⑱		0000
配偶者（特別）控除	㉑		0000
扶養控除	㉒		0000
基礎控除	㉓		0000
⑬から㉑までの計	㉔		680000
雑損控除	㉕		
医療費控除	㉖		
寄附金控除	㉗		
合計	㉘		680000

第三表㉑欄へ（10ページ）

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者（特別）控除」は適用できません。また、合計所得金額が2,500万円を超えているので、「基礎控除」は適用できません。

㉑～㉒ 配偶者（特別）控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和2年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの令和2年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和26年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成17年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）のことです。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）のことです。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和26年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）のことです。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

㉔ 基礎控除

あなたの令和2年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【配偶者（特別）控除額】

	あなた（居住者）の合計所得金額		控除の上限
	900万円以下	900万円超 950万円以下	
配偶者（特別）控除	48万円以下（控除対象配偶者）	38万円	26万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円
配偶者特別控除	130万円超 133万円以下	3万円	2万円
	133万円超	0円	0円
	133万円超	0円	0円

【扶養控除額】

	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	同居老親等
	同居老親等以外
	48万円

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

5 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」から転記します。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

住所 T市〇〇町8-5
氏名 トウキョウ タロウ

収入金額
短期譲渡 一般分 ② 50000000
長期譲渡 一般分 ③ 45697500
合計 ④ 95697500

所得金額
短期譲渡 一般分 ⑤ 50000000
長期譲渡 一般分 ⑥ 45697500
合計 ⑦ 95697500

税金の計算
⑧ 45,697,500

その他の所得
⑨ 0000

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分
43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照し、該当する譲渡所得の区分を書きます。
この事例では、長期譲渡所得の一般分に該当しますので、「長期・一般」と書いてください。

収入金額 所得金額

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」の3面の「4」から転記します。

取引が複数ある場合には、譲渡所得の区分ごとに、その合計額を各欄に書いてください。

合計所得金額（6ページ参照）

土地や建物などに係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、下のイとロの合計額です。

イ 第一表の 所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 第三表の「⑨差引金額の合計額」欄の金額（又は「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」の3面の「4」の「C差引金額」欄の金額の合計額）

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。
(イの金額) (ロの金額)
4,930,000円 + 45,697,500円
= 50,627,500円（合計所得金額）

⑦ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表（右部）

及び 所得税		の 確定 申告書B		F A 2 2 0 0		第 一 表	
△△○○○○		生年月日		3 8 . 0 5 . 0 1			
ナ		トウキョウ		タロウ			
名		東京 太郎					
会社員		屋号・番号		世帯主の氏名 東京太郎		世帯主との続柄 本人	
整理 番号				電話 番号		自治 勤務先 携帯 ×××-△△-○○○	
税 金 の 計 算	課税される所得金額 (12-19)又は第3表 上の②に於ける税額 又は第3表の①		③①	7 2 7 7 0 5 0		0 0 0	
	配 当 控 除		③②				
	区分 居住用不動産所得 区分 居住用不動産所得 区分 居住用不動産所得 区分 居住用不動産所得		③③				
	政支等寄附金等特別控除		③④			0 0	
	住宅耐震改修 特別控除等 (10-19)所得 税 額		③⑤				
	所得税及び復興特別所得税の額		④①	7 2 7 7 0 5 0			
	災 害 減 免 額		④②				
	再送引所得税額 基準所得税額 (40-42)		④③	7 2 7 7 0 5 0			
	復興特別所得税額 (43×2.1%)		④④	1 5 2 8 1 8			
	所得税及び復興特別所得税の額		④⑤	7 4 2 9 8 6 8			
外国税控除等		区分 区分	④⑥				
源泉徴収税額		④⑧	2 5 5 7 0 0				
申告納税額 (5-19)の(19)		④⑨	7 1 7 4 1 0 0				
予定納税額 (第1期分・第2期分)		⑤①					
第3期分の 税 額 (19-19)		⑤②	7 1 7 4 1 0 0		0 0		
△							
公的年金等以外の 合計所得金額		⑤③					
配偶者の合計所得金額		⑤④					
平均課税対象金額		⑤⑤					
変動・臨時所得金額		⑤⑥					
延届納税 申告期限までに納付する金額		⑥②			0 0		
延 納 届 出 額		⑥③			0 0 0		

(令和二)年分に除用
 (20)は(20)の記入
 納税
 延納

「**32**配当控除」、「**34**(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「**35**～**37**政党等寄附金等特別控除」、「**38**～**40**住宅耐震改修特別控除等」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

④1 差引所得税額
③1欄に転記した税額から③2欄、③3欄、③4欄、③5～③7欄、③8～④0欄を差し引いた金額（赤字のときは0）を書いてください。

④③ 再差引所得税額（基準所得税額）

④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④9 申告納税額

④5欄の金額から「④6～④7外国税額控除等」、「④8源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 ④9 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは **0**)を書きます。

赤字の場合 ④9 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「㊤納める税金」の2分の1以上の金額を令和3年3月15日(月)までに納付することにより、その残額を、令和3年5月31日(月)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

いて、
 申告を除外する各種の所得金額の合計額が2,000万円を超
 える合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額
 が1億円以上、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金
 額が令和3年3月15日(月)までに所得税の納税地の所
 属する国に所在するもの、
 令和2年12月31日において、その価額の合計額が
 1億円を超え、かつ、国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を
 令和3年3月15日(月)までに住所等申告書の提出義務を課せら
 れる場合などがありますので、詳しくは、国税庁ホー
 ムページ「国外財産調書の提出義務」をご覧ください。

👉 「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、令和2年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、令和2年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を令和3年3月15日(月)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者（非永住者を除きます。）の方で、令和2年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を令和3年3月15日（月）までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、一定の財産については記載が不要となる場合がありますので、詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「財産債務調書の提出義務」及び「国外財産調書の提出義務」をご覧ください。また、最寄りの税務署にお尋ねください。

課税される所得金額 (⑦欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額

45,697,000円 × 0.15 = 6,854,550円 (⑧欄に書きます。)

課税される所得金額 (⑦欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額

45,697,000円 × 0.15 = 6,854,550円 (⑧欄に書きます。)